

退職などで普通徴収に切替える場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

[illegible]

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴 収 予 定			一括徴収した税額は
1 異動が12月31日以前で本人から申出有（注1）	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記（ウ）と同額〕	月分
2 年1月1日以降に退職（注2）				〔納期限〕 月 日 と合わせて納入します

(注1)

12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします（退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします）。

(注2)

1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

月割額 円を		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地									特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)	
月分から徴収し納入する。			フリガナ 名 称									この届出に係る連絡先	係		
			代表者の 職 氏 名										氏名		
			法人番号												電話

新規

→ 新規の場合
新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合

指定番号の 事前連絡	要・不要
納入書	要・不要

◎送付先 ㊦421-0395

榛原郡吉田町住吉87 吉田町役場 税務課
(電話 0548-33-2107)

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

退職などにより一括徴収する場合

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先ではC欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所、課税地の市区町村長に送付してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

[illegible]

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定			一括徴収した税額は 9 月分 〔納期限〕 10 月 10 日 と合わせて納入します
		徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記（ウ）と同額〕	
1	異動が12月31日以前で本人から申出有（注1）				
2	年1月1日以降に退職（注2）	9.20	90,000	90,000	

(注1)

12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします
(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。

(注2)

1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

月割額 円を	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合)				
月分から徴収し納入する。		フリガナ 名 称											この届 出に係 る連絡 先		係		指定番号の 事 前 連 絡	要・不要
		代表者の 職 氏 名													氏名		納 入 書	要・不要
		法人番号														電話		

◎送付先 ㊦421-0395

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

榛原郡吉田町住吉87 吉田町役場 税務課
(電話 0548-33-2107)

転勤（転職）などにより特別徴収を継続する場合

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

										※ 町 処 理 欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。																						
(あて先) 吉 田 町 長 〇〇年〇〇月〇〇日 提出		給 与 (特別徴収義務者) 支 払 者	所 在 地		〒 421-0301 吉 田 町 住 吉 △△△ー△										特別徴収義務者 指 定 番 号		901△△△△					
			フリガナ 名 称		ヨシダカブシキガイシャ 吉 田 株 式 会 社										宛 名 番 号		〇〇					
			代表者の 職 氏 名		代表取締役 静岡 太郎										連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号		係		総務人事			
			法人番号		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇												氏名		静岡 花子			
																		電話		(0548) 32-△△△△		
給 与 所 得 者		給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済月		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法						
フリガナ		ハイバラ イチロウ		旧 姓		円		円		円		年		1. 退職		① 特別徴収継続						
氏 名		榛原 一郎						6 月分 から		60,000		〇〇 年		② 転勤		→ (C欄記入)						
生年月日		昭和 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日						11 月分 まで		60,000		10 月		3. 休職		2. 一括徴収						
個人番号		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				120,000				60,000		31 日		4. 長期欠勤		(5月分までまとめて徴収)						
受給者番号		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇								60,000				5. 死亡		→ (B欄記入)						
1月1日の 現 在 の 所		〒 421-0302 吉 田 町 川 尻 △△△△												6. その他		3. 普通徴収						
現 在 の 所		(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同 上												()		(残額を個人で納付) → (B欄記入)						

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定			一括徴収した税額は 月分 〔納期限〕 月 日 と合わせて納入します
1	異動が12月31日以前で本人から申出有（注1）	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記（ウ）と同額〕	
2	年1月1日以降に退職（注2）				

(注1)

12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。

(注2)

1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書（転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

月割額	10,000	円を	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 421-0303 吉田町片岡△△△△										特別徴収義務者 指 定 番 号	1001△△△ (新規)			新規の場合 〔新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合〕			
12	月分から徴収し納入する。	フリガナ 名 称		カブシキガイシャヨシダコウギョウ 株式会社 吉田工業										この届 出に係 る連絡 先		係	人事					
		代表者の 職 氏 名		取締役 駿河 一郎												氏名	駿河 次郎					
			法人番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電話	0548(33)△△△△			指定番号の 事 前 連 絡	要・不要
																	電話				納 入 書	要・不要

◎送付先 ㊦421-0395

榛原郡吉田町住吉87 吉田町役場 税務課
(電話 0548-33-2107)

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先ではC欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所、課税地の市区町村長に送付してください。

「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。